

質問に対する回答書

平成30年2月28日

小松島市介護福祉課

期限までに提出のあった質問について下記のとおり回答します。

整理番号	質問項目	質問の内容	回答
1	「自立生活支援のための見守りの援助」の解釈について	<p>従来の予防サービスは、利用者と一緒に協力してサービスを行うと理解してサービスを提供しています。買い物は一緒に行けなくても、掃除・洗濯・調理は、「できる事」、「できない事」を知った上で、協力してすすめています。サービスに参加できない場合は、生活援助に分類してくださいとのことでしたが、たまに体調が悪く一緒にできない事もあると思います。</p> <p>「自立支援のための見守りの援助」の解釈が、はっきり分からないので、ご教示ください。</p>	<p>介護保険は、高齢者の自立支援を目指している一方で、国民自らの努力についても、介護保険法第4条に規定されています。</p> <p>また、国は、介護予防の定義を「要介護状態の発生をできる限り防ぐこと、そして要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと」としています。</p> <p>この考え方にに基づき、介護サービスを提供していただく必要があります。</p> <p>中でも、訪問介護(従来の予防給付を含む。以下、「訪問介護等」という。)は、利用者に対して1対1で提供するサービスであることから、利用者の訪問介護員への依存関係を生みやすくなる傾向があると考えられています。</p> <p>このようなことから、訪問介護等は、利用者のできることは利用者が行うことを基本にサービス提供することが求められるサービスであり、できるときにできる事を利用者の方と一緒に作業していただくことを自立支援に向けた取組としてこれまで介護予防のケアプランに位置づけてきたところです。</p> <p>従来の予防給付(現行相当サービス)では、「身体介護」・「生活援助」の区別がありませんでしたが、基準緩和型訪問サービスAは、生活援助のみのサービスを提供することになりますので、今回、「身体介護」のサービスとなる「自立生活支援のための見守りの援助」の考え方を改めてお示しさせていただきましたので、過去の通知等もご確認いただきご理解いただきますようお願いいたします。</p>